

県民環境部長が受任し、及び補助執行する事務に係る分掌事務等を定める規程を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年3月31日

佐賀県県民環境部長 原 惣一郎

県民環境部長が受任し、及び補助執行する事務に係る分掌事務等を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育委員会の権限の委任等に関する規則(平成24年佐賀県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に基づき、県民環境部長(以下「部長」という。)が受任し、及び補助執行する事務(以下「受任等事務」という。)を処理させるため、県民環境部における事務分掌及び事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 受任等事務に係るまなび課及び図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

まなび課

- (1) 社会教育に関する指導助言及び情報提供に関すること。
- (2) 社会教育指導者等の研修に関すること。
- (3) 社会教育関係団体(主として学校教育に関する支援を行っている団体を除く。以下同じ。)に対する指導助言に関すること。
- (4) 社会教育委員の任免又は委嘱に関すること。
- (5) 社会教育主事の資格の認定に関すること。
- (6) 部長が受任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関すること。

図書館

- (1) 司書等に対する研修に関すること。
- (2) 図書館資料の相互貸借に関すること。

(部長の決裁を受けるべき事務)

第3条 部長は、受任等事務のうち、社会教育委員の任免又は委嘱に関する事務を決裁する。

(まなび課長の専決事項)

第4条 まなび課長は、受任等事務のうち次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 社会教育に関する指導助言及び情報提供に関する事務を処理すること。
- (2) 社会教育指導者等の研修に関する事務を処理すること。
- (3) 社会教育関係団体に対する指導助言に関する事務を処理すること。
- (4) 社会教育主事の資格の認定に関する事務を処理すること。
- (5) 部長が受任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務を処理すること。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、受任等事務に係る事務分掌及び事務の決裁に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。